

## 施策4-3 緑のまちづくりを支える仕組みをつくります

### 【現 況】

- ・ 堺市都市緑化基金は、現在、基金を取り崩し事業を展開している状況で、平成14年度末に最大約5億9千万円あった積立金は平成23年度末において約3億2千万円となっています。
- ・ ふるさとに残された里地里山の緑やまちの緑を、次代に継承していくために、市民、事業者、行政の協働による緑の保全を推進するため、平成22年6月に「堺市緑の保全基金<sup>※</sup>」を設置しました。現在（平成23年度末）の積立額は、1,670万円となっています。

### 【課 題】

- ・ 市民協働による緑のまちづくり活動は地域の特徴を活かした、自主的な取組として展開されていますが、活動者の高齢化などの問題を抱えており、新たな参加者の確保、活動に対する支援など、継続的に活動ができる仕組みをつくる必要があります。
- ・ 緑のまちづくり活動に参加したいという市民・事業者等の意欲の高まりを、各地域の公園や街路樹、公共施設などで役立ててもらう活動のための場づくりや市民活動団体と事業者とのマッチングをする必要があります。
- ・ 都市緑化基金事業を継続するために、基金の財源の確保と事業の目的を明確にし、効率化と重点化を図る必要があります。
- ・ 緑の保全活動に必要な支援を堺市緑の保全基金を通じて行うとともに、基金の原資拡充に努める必要があります。そのため、緑地の価値や魅力、保全の必要性を広く市内外に発信、普及啓発する必要があります。

### 【施策展開の方向性】

基金の財源の確保に取り組むとともに、都市緑化基金事業の見直しと緑の保全基金の活用による基金事業の充実を図ります。

市民や企業、大学、行政の多様な主体が連携、参画し緑のまちづくりを推進する仕組みをつくります。

### 【主な事業】

- ◇基金事業の充実と財源の確保
  - ・ 都市緑化基金事業の見直し
  - ・ 緑の保全基金の活用
  - ・ 基金の財源の確保
- ◇多様な主体による緑のまちづくりの推進

## 【事業シート（前期）】

基金事業の充実と財源の確保		公園緑地部			
事業概要	<p>○都市緑化基金事業の見直し 地域の緑のまちづくりの資金となる堺市都市緑化基金を活用した、緑化事業を段階的に見直し、質の高い緑化活動を推進します。</p> <p>○緑の保全基金の活用 堺市緑の保全基金を活用し、緑地保全活動に取り組む活動者への支援を行います。</p> <p>○基金の財源の確保 緑の保全基金や都市緑化基金について、ふるさと納税や募金活動、企業 CSR 活動との連携により、市民、企業の支援を得て基金の増資に努めます。また、より多くの市民、企業への効果的な PR に努めます。</p>				
達成目標	基金への寄付の増資				
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	＜都市緑化基金事業の見直し＞				
	段階的な事業の見直しと質の高い緑化活動の推進				
	＜緑の保全基金の活用＞				
	支援事業の検討	緑地保全に取り組む活動者への支援			
	＜財源の確保＞				
	ふるさと納税・募金活動・企業 CSR 活動との連携など				

多様な主体による緑のまちづくりの推進		公園緑地部				
事業概要	<p>○市民、企業、大学、行政の多様な主体が連携、参画した緑のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と大学との共同研究</li> <li>・市による積極的な市民への情報提供、情報共有を図り多様な主体が緑のまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めます。</li> </ul>					
達成目標	緑のまちづくりについて多様な主体が連携・参画した実績がある。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	市と大学との共同研究					
	情報提供、情報共有の場と機会の提供等					

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1. 重点的な緑の保全と創出について

### (1) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき緑の基本計画に必要なに応じて定める事項の一つで、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

本市では、緑の将来像を実現するにあたり、特に市民・事業者・行政が連携して緑を育む必要がある地区、また緑のまちづくりに関するモデル的な取組を行う地区として、緑化重点地区を次のとおり定めます。

エリア名	エリアの方向性
百舌鳥野エリア	世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちをつくるため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育みます。 (緑のシンボルエリア参照 P. 25～30)
環濠都心エリア	水と緑が映える風格と活力あるまちをつくるため、既存の都市施設を活かした緑づくりや堺旧港と周辺緑地の整備、活用などにより環濠都心エリアの緑を育みます。 (緑のシンボルエリア参照 P. 31～38)
臨海エリア	人と海、人と自然がふれあい、環境との共生が実感できる場づくりをめざし、共生の森づくりや堺浜における親水レクリエーション空間の形成などにより、人工干潟等の生物生息空間の形成、臨海エリアの緑を育みます。 (緑のシンボルエリア参照 P. 43～46)
大和川エリア	大和川の広大な水辺空間を活かした水と緑のネットワークの形成を図るため、緑道などの連続性のある緑地の確保や自然とのふれあいを通じて学習・交流ができる空間の確保などにより大和川エリアの緑を育みます。

## (2) 緑地保全配慮地区

緑地保全配慮地区とは、都市緑地法に基づき緑の基本計画に必要な応じて定める事項の一つで、「緑地保全地域<sup>※</sup>及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

南部丘陵エリアは、緑のシンボルエリアとして、樹林地や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境を保全、活用した新しいレクリエーションづくりを進めるとともに、人との関わりで育まれてきた里地里山の多様な景観をこれからも守ることができるような仕組みをつくると位置付けています。

このような中、本市では南部丘陵エリアを緑地保全配慮地区に定めます。

エリア名	エリアの方向性
南部丘陵エリア	<p>持続可能な里地里山環境を育み、次代に継承するため、法令に基づく緑地保全制度などを活用し、樹林地や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境の保全・活用により、南部丘陵エリアの緑を育みます。</p> <p>(緑のシンボルエリア参照 P. 39～42)</p>

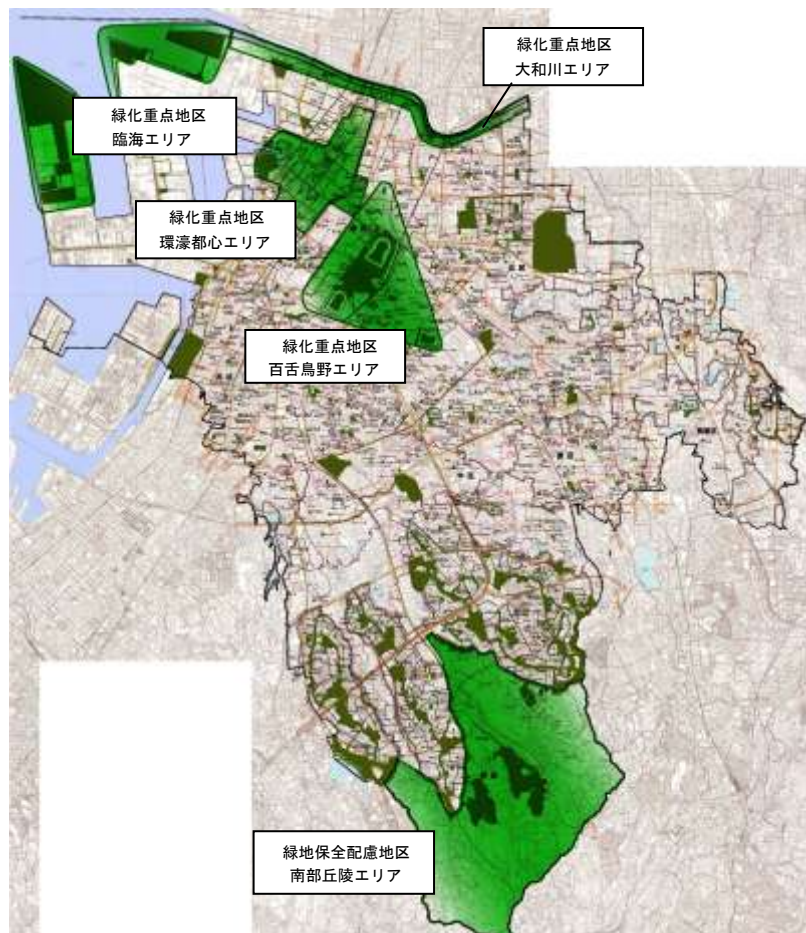


図-4 緑化重点地区と緑地保全配慮地区の位置図

## ■ 2. マネジメントサイクルの推進

---

基本方針に基づく施策・事業を効率的・効果的に推進していくため、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）からなる PDCA マネジメントサイクル<sup>※</sup>による進行管理を行います。

また、5年ごとに施策や事業の実施状況の評価・改善を行い、その結果を必要に応じて計画に反映させます。

### ○緑の基本計画の改定（PLAN）

- ・緑の将来像の実現、緑の確保目標を達成するために、基本方針に基づく施策、施策を実行するうえでの事業を位置付け、そのうち5年間で取り組む主な事業について、事業シートを作成します。

### ○施策の実行（DO）

- ・事業シートによる5年間の事業スケジュールにより、緑の確保目標を支える事業を進めます。事業の推進にあたっては、市民、事業者、行政が連携します。

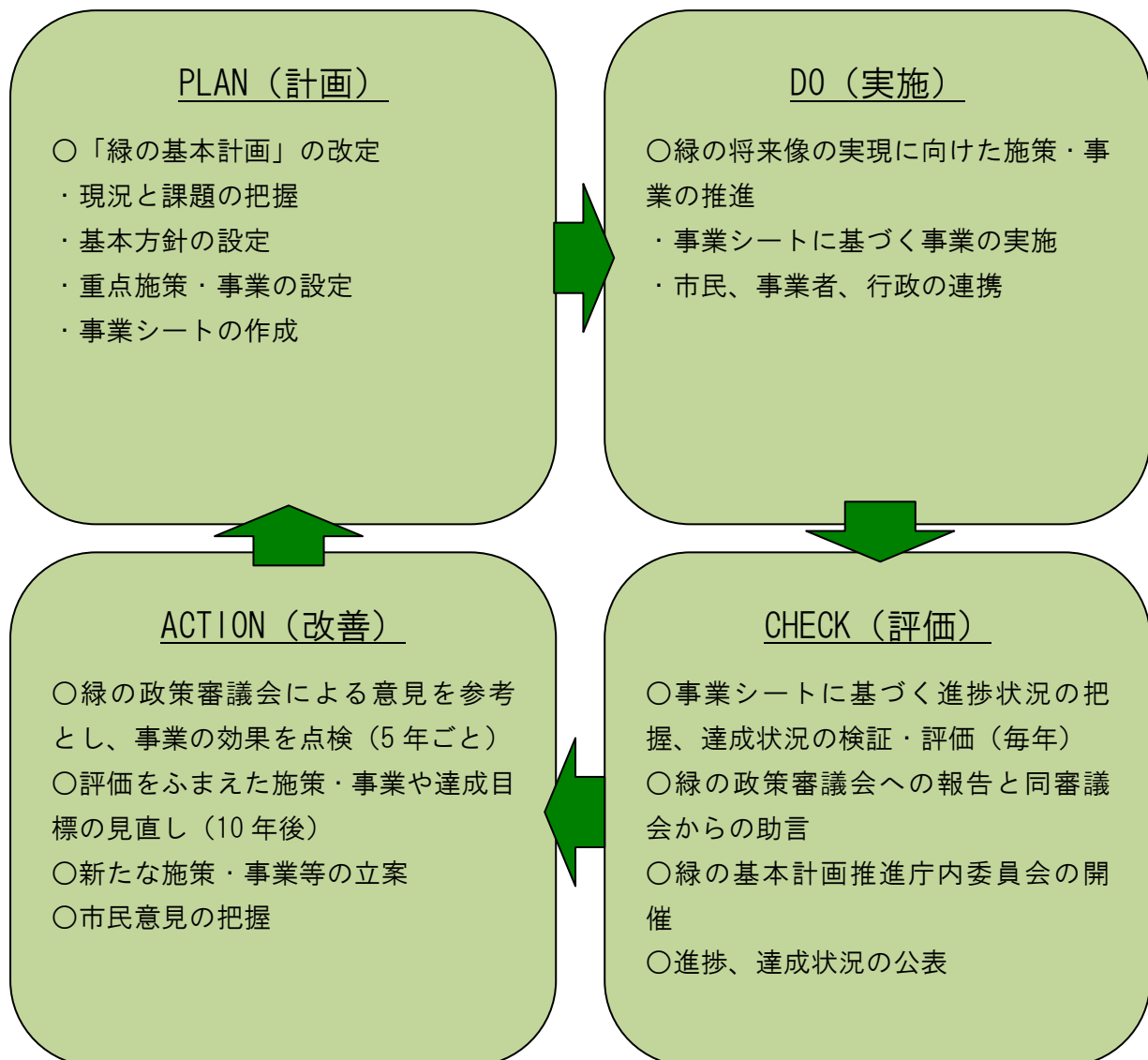
### ○進行管理・評価・公表（CHECK）

- ・本計画の進行にあたっては、毎年、事業シートに基づき進捗状況を把握し、達成状況の検証・評価を行います。
- ・堺市緑の保全と創出に関する条例第8条3項の規定により、毎年、緑の政策審議会に進捗状況等を報告するとともに事業実施手法等「実行」に関する助言を受けます。
- ・庁内関係部署により構成される緑の基本計画推進庁内委員会を通じて、庁内の横断的な協力関係の構築やそのための情報交換を進めます。
- ・公表については、インターネットの「ホームページ」などの情報媒体を活用し、広く周知します。

### ○改善（ACTION）

- ・緑の政策審議会による意見を参考として、5年ごとに事業の効果を点検します。また、10年後にこの間の施策進行や評価を総合的に整理し、緑の政策審議会に報告したうえで、基本方針を支える施策等について点検し、必要に応じて見直します。
- ・市民、事業者との協働を基本として策定した緑の基本計画は、その進行状況を多くの市民に理解していただくことが大切です。こうしたことから、次回改定する際にもパブリックコメントなどを通じて市民意見を把握します。

## PDCA マネジメントサイクル※（イメージ図）



## 1. 緑の現況

### (1) 緑の現況

- ・本市の緑の現況は、樹木・樹林地の面積が市域面積の15.4%、草地・農地が14.0%、また、裸地・水面等が15.0%で、その合計は44.4%となっています。
- ・樹木・樹林地による緑被地の中では、クヌギ・コナラなどの二次林が最も広い面積を有しており、住宅地の樹林地、都市公園などの樹林地がそれに次ぐ面積を有しています。
- ・市域南部の南部丘陵地に自然林・雑木林などが集中し、南区や美原区の住宅地に樹木・樹林地が広がっています。
- ・市域北部では、仁徳天皇陵古墳から履中天皇陵古墳にかけての大仙公園一帯や大泉緑地に、古墳や都市公園などの樹木・樹林地が分布しています。
- ・美原区北部から南区にかけては、田畑とため池が分布しているほか、樹園地が南区や美原区の丘陵部に分布しています。
- ・市域中部から都心・周辺市街地にかけては緑被地が少ないですが、臨海部では、共生の森や海とのふれあい広場など広大な緑地が芽生えつつあります。
- ・緑被面積の推移をみると、樹木・樹林地は増加傾向、草地と水面・水辺はほぼ横ばい、裸地・空地と農地は減少傾向にあり、全体としても減少傾向にあります。
- ・区域別の緑被状況を見ると、樹木・樹林地による緑被率は、南区が32.4%と最も大きく、他の区との格差が約3倍となっています。
- ・草地・農地、裸地・水面を含めた緑被率も南区が64.2%と最も大きく、美原区の50.7%がそれに続き、他の区は概ね35~40%程度で、堺区は29.0%と最も小さくなっています。
- ・草地・農地の比率が美原区では特に大きく、堺区では特に小さくなっています。
- ・緑被状況を面積で見ると、南区は樹木・樹林地が1,309haと市全体(2,310ha)の過半を占め、草地・農地でも816haと市全体(2,099ha)の40%近くを占めています。
- ・東区では農地がほぼ全域に分布していますが、樹木・樹林地は最も少なくなっています。



表-6 緑の区別の面積

区 分	面積 (ha)	市域に対する割合 (%)
樹木・樹林地	2,310.0	15.4
草地	636.8	4.2
農地	1,462.6	9.8
裸地・空地	1,676.8	11.2
水面	565.9	3.8
合 計	6,652.1	44.4

出典：緑の現況調査（平成20年）より

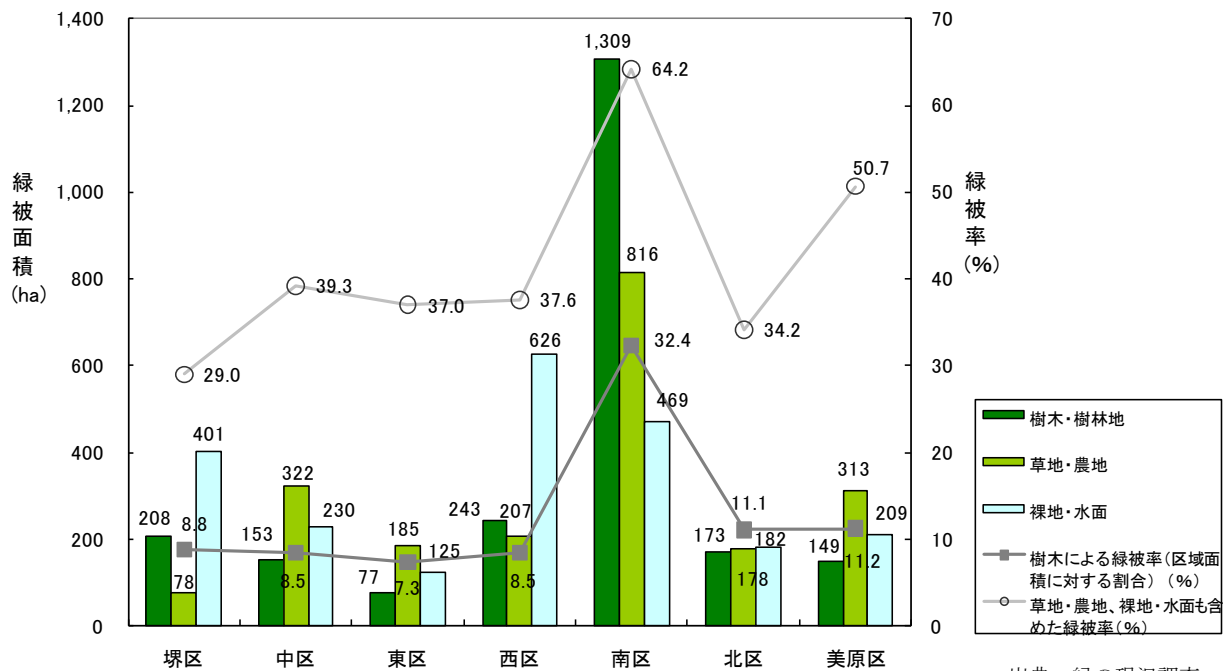


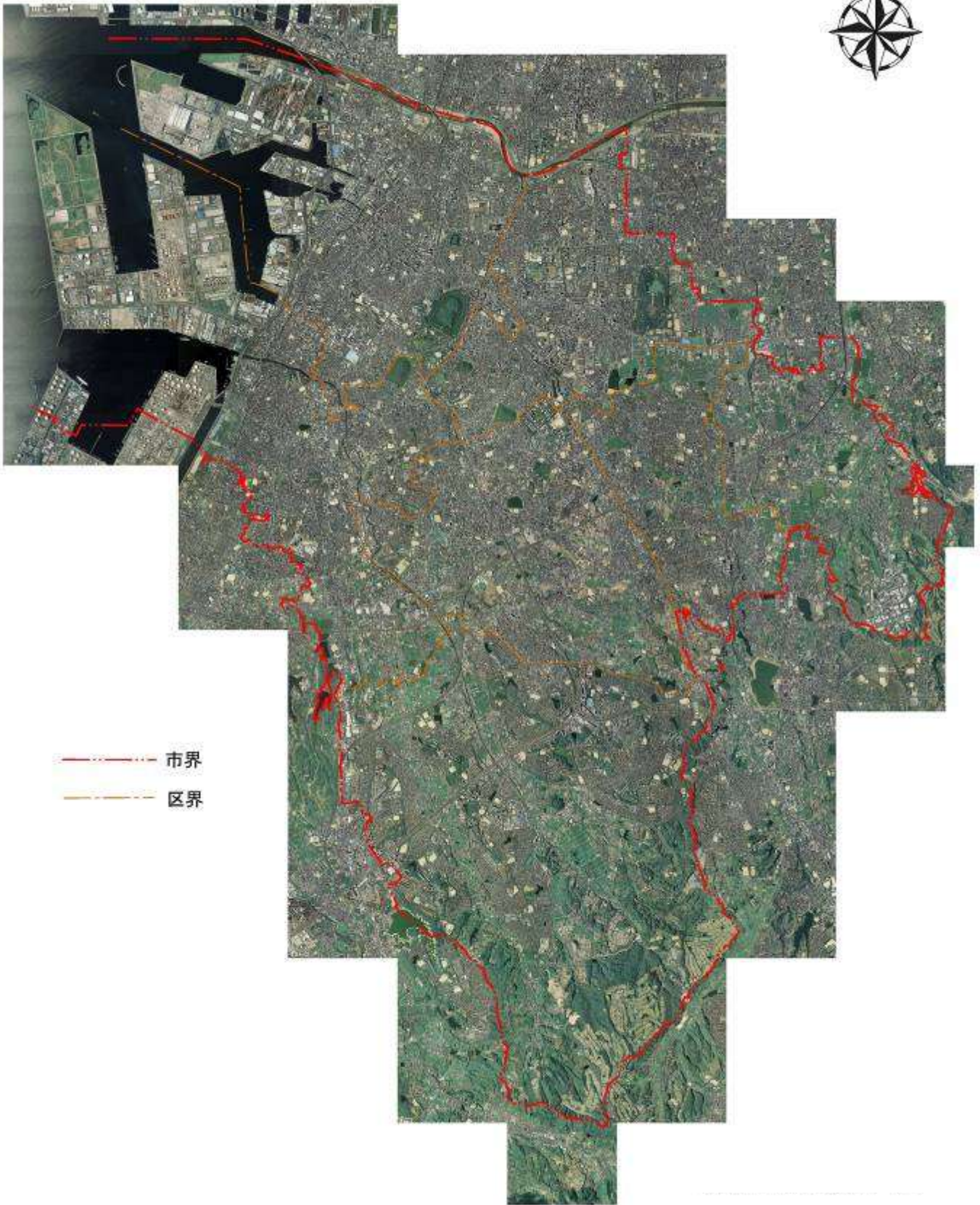
図-5 緑の区分ごとの緑被面積と緑被率

出典：緑の現況調査（平成20年）より



図-6 緑被面積の推移

出典：各年度とも緑の現況調査より



图一7 現況写真 (平成 20 年 8 月)

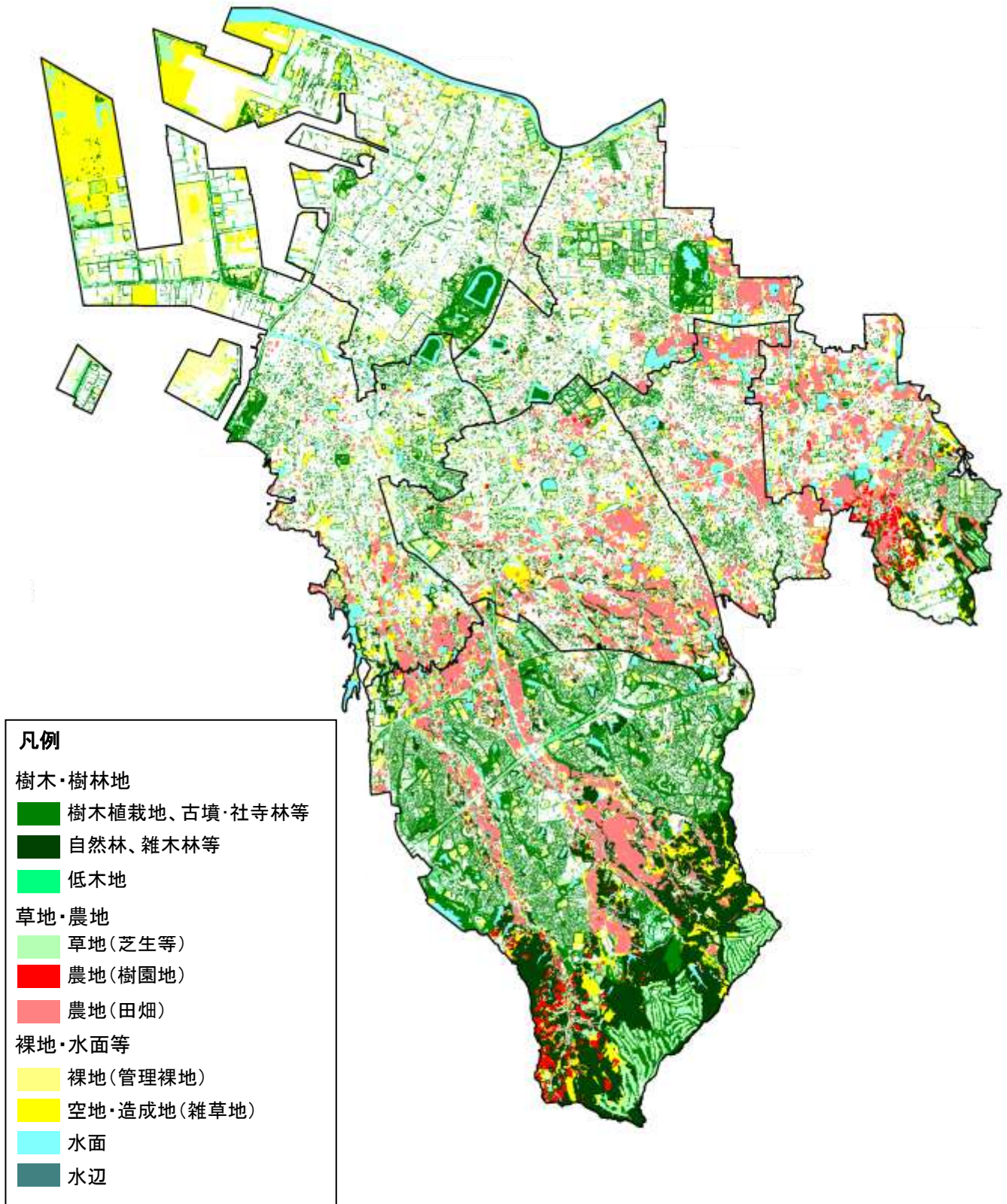


図-8 緑の現況図 (平成 20 年 8 月)

## (2) 都市公園の現況

- ・都市公園は、1,142 か所、面積約 693ha（平成 23 年度末）で市民一人当たりの面積は約 8.2 m<sup>2</sup>となっています。
- ・本市の都市公園面積は、大規模な 2 か所の府営公園（約 140ha）と泉北ニュータウンの都市公園（約 300ha）に負うところが大きく、区域によって偏りがあります。
- ・戦災後に仁徳天皇陵古墳・履中天皇陵古墳の深い緑と一体となって堺の未来を育み、市民の心のよりどころとなる公園として計画（計画面積 81.1ha）した本市のシンボルパーク大仙公園は、昭和 38 年から事業に着手し、芝生広場や都市緑化植物園、平成の森づくりを行うなど着実に整備を推進しており、現在 36.28ha を開設（開設率約 45%）しています。
- ・地域の拠点であり広域避難地の機能を有する公園として、現在、原池公園及び天神公園の整備を推進しています。
- ・地域に親しまれる身近な公園として、南八下西公園、土塔町公園、深井北町公園、鳳公園などの住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の着実な整備を行ってきました。
- ・都市公園の安全・安心・快適を確保するため、地域住民とのワークショップ形式による公園のリニューアルや園路、トイレのバリアフリー化を推進するなど順次再整備に取り組んでいます。
- ・公園の防災機能を充実するため開設済みの広域避難地及び一次避難地の機能を有する都市公園において、防災トイレの整備を推進しています。

表一7 都市公園の開設面積等（平成 23 年度末）

区域	住区基幹公園		都市基幹公園		その他 <sup>注1</sup>		合計		一人当たり面積 m <sup>2</sup> /人	開設率 <sup>注2</sup> %
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha		
堺区	116	26.38	2	52.58	3	7.46	121	86.42	5.8	63
中区	239	21.66	1	7.41	9	1.09	249	30.16	2.4	43
東区	119	8.08	1	9.00	1	0.68	121	17.76	2.1	39
西区	199	23.05	0	0.00	4	41.76	203	64.81	4.8	56
南区	209	103.60	2	30.47	21	197.79	232	331.86	21.7	91
北区	125	21.32	1	17.71	4	102.15	130	141.18	9.0	77
美原区	75	10.56	1	1.97	10	8.62	86	21.15	5.4	36
市域全体	1,082	214.65	8	119.14	52	359.55	1,142	693.34	8.2	74

注1 その他：住区基幹公園、都市基幹公園以外の都市公園（特殊公園、都市林、緑道など）

注2 開設率：都市計画公園の計画面積のうち開設している面積の割合

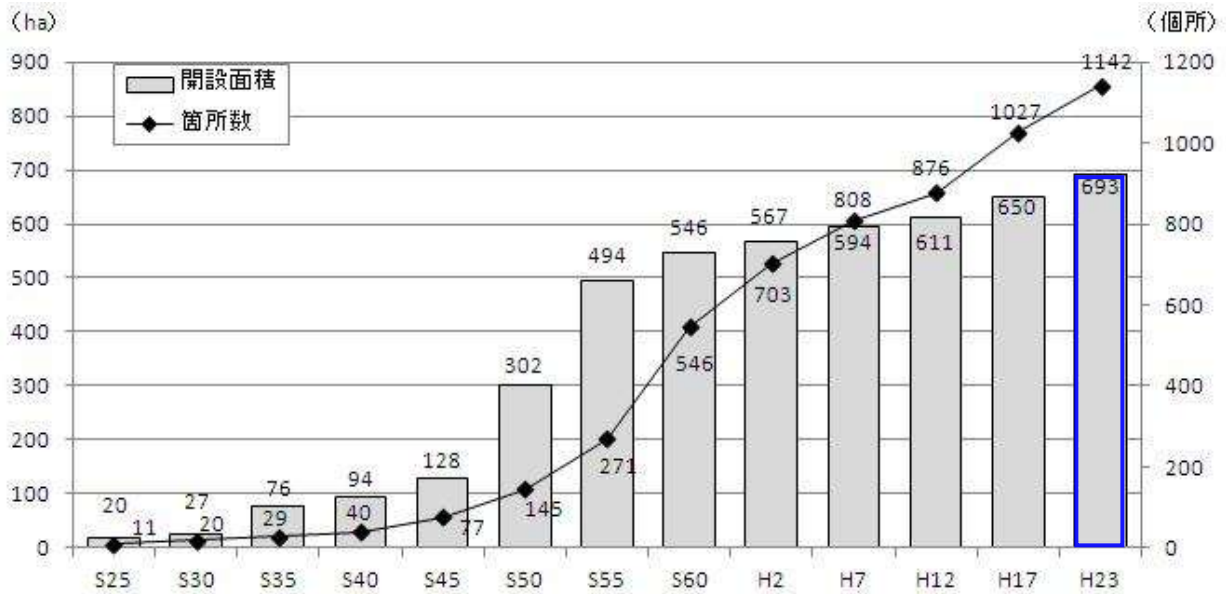


図-9 都市公園面積と箇所数の推移

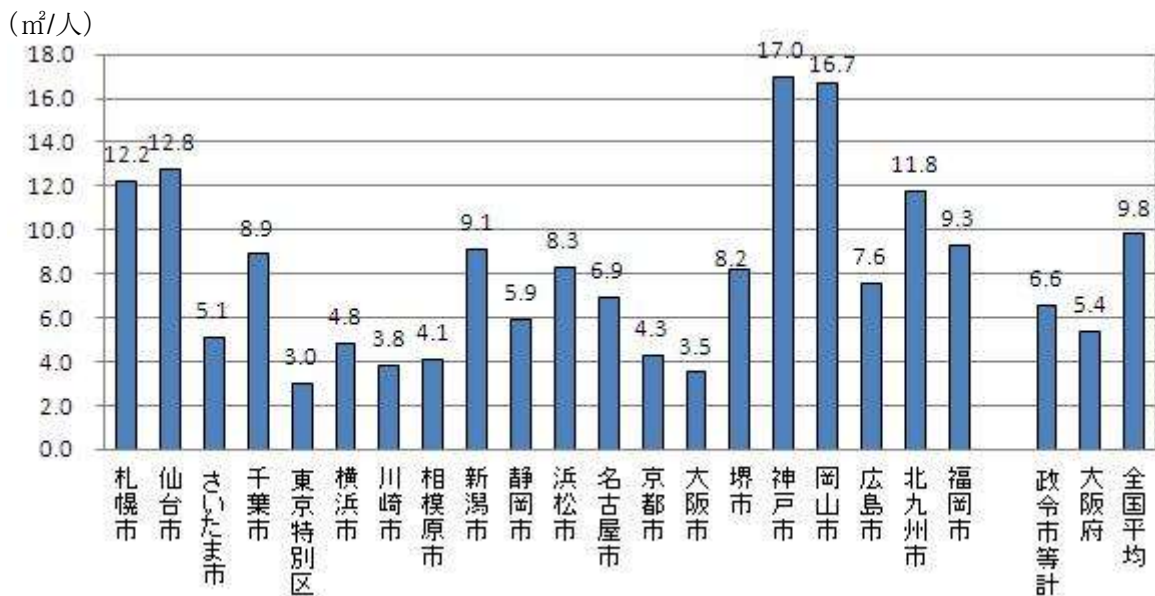


図-10 政令指定都市等における一人当たりの都市公園面積(平成22年度末現在)

## 2. 緑と市民意識

全体的な環境に対する市民の意識は、二酸化炭素の排出やヒートアイランド現象、自然環境などに対する意識が高まる傾向にあります。その中で、公園や緑の質や量の充実、道路や河川・水辺の整備や、雑木林などの自然環境の保全などを通じて、うるいおいのある生活環境を求める傾向が見られます。また、緑化や緑地保全などに自ら活動に参加する意欲を抱いている市民も多く、活動の支援や活動の場などの整備やその情報が求められています。

出典A：「環境意識調査」（堺市 平成19年11月実施）

出典B：「平成21年度市民意識調査報告書」（堺市 平成21年7月実施、回答者数N=5,224）

### （1）市民の環境や緑に対する意識

『関心のある環境問題』では、「地球の温暖化」に最も多くの方が回答しています。

平成19年度の結果を平成9年度と比較すると、「ごみの増加や産業廃棄物」など都市公害に関する項目にくらべて、「地球の温暖化」など、地球環境に関する項目を回答した人が大幅に増加しているのが特徴です。広報や報道により、二酸化炭素の排出やヒートアイランド現象の問題が市民に浸透しつつある状況がうかがえます。

同様に、「身近な自然環境の保全」など自然環境に関する項目や、「歴史的、文化的遺産の保全」、「快適環境の保全」など生活環境や文化的環境に関する項目をあげる回答も大幅に増えており、自然や歴史などとともに、身近な環境への意識が高まっている傾向がみられます。

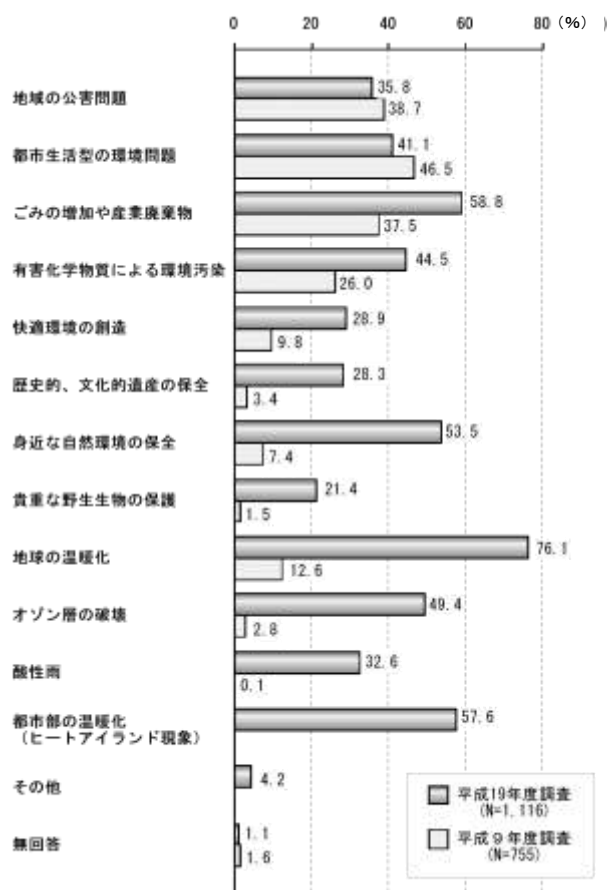


図-11 関心のある環境問題（出典A）

## (2) まちなかの緑への満足度と緑の分布

各区域でまちなかの緑の満足度を見てみると、南区で80%以上と市民は概ね満足していると見られますが、他の区域では、50%以下と満足度は低い傾向にあります。さらに詳細に分析してみると、美原区の南東部、仁徳天皇陵古墳・大仙公園、大泉緑地、金岡公園周辺地域などにおいて満足度が高い傾向があります。以上のことから、満足度は樹木・樹林地による緑被率と関係が深いことがうかがえます。

また、過去の市民意識調査結果と比較すると樹木などのまちなかの緑の多さに満足する市民は平成17年から増加傾向にあるものの、南区を除いて満足度は高いとは言えません。市民の身近な環境への関心が高まるなか、緑に対する市民の要求度は大きくなっていることが分かります。

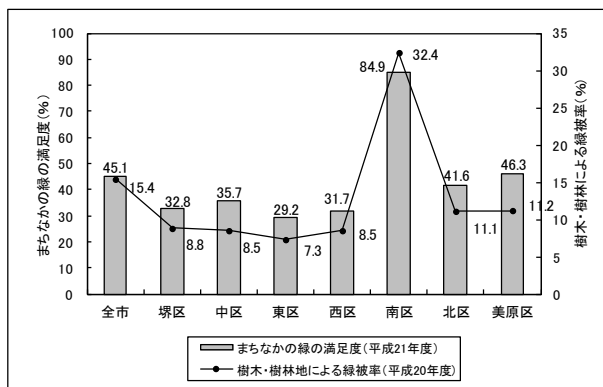


図-12 まちなかの緑の満足度と樹木・樹林地による緑被率（出典B）

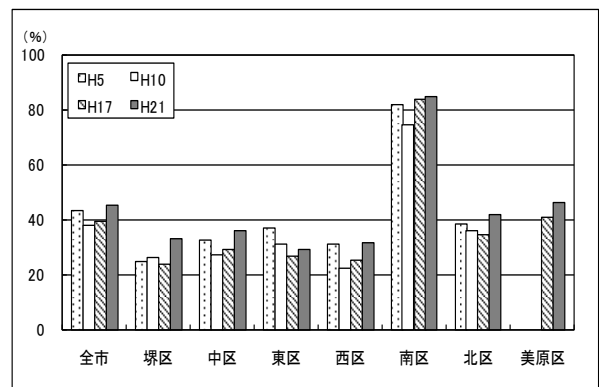


図-13 樹木などのまちなかの緑の多さに対する満足度の推移（出典B）

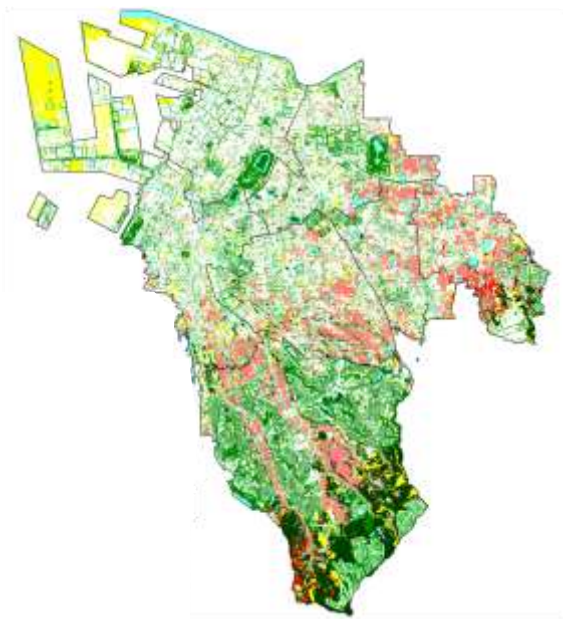


図-14 緑の現況図（平成20年8月）

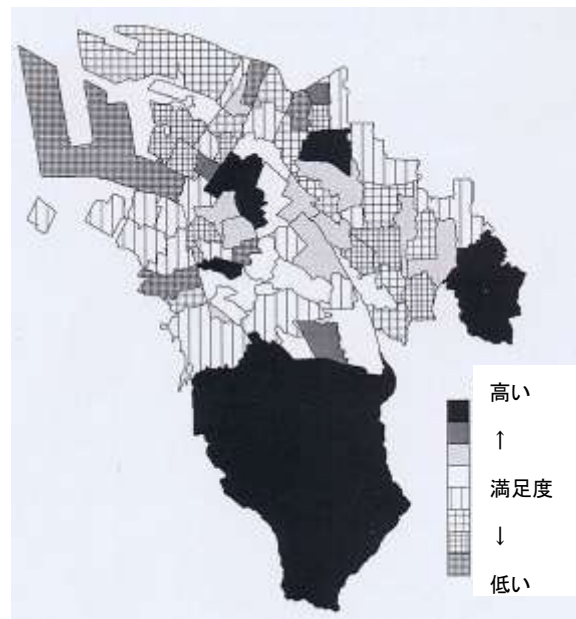


図-15 樹木などのまちなかの緑の多さに対する満足度の分布（平成21年）（出典B）

### 3. 本計画の改定経過

#### (1) 附属機関の取組

本計画の改定は、市長の附属機関である堺市緑の政策審議会に諮問し、改定に関する事項について意見を諮りながら行いました。

表-8 堺市緑の政策審議会委員

平成24年10月11日現在

役職名	氏名	所属団体及び職名	備考
会長	増田 昇	大阪府立大学大学院生命科学研究科・教授	学識経験者
副会長	石井 実	大阪府立大学大学院生命科学研究科・教授	学識経験者
委員	加我 宏之	大阪府立大学大学院生命科学研究科・准教授	学識経験者
委員	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科・教授	学識経験者
委員	寺田 友子	桃山学院大学法学部・教授	学識経験者
委員	藤田 香	近畿大学総合社会学部・教授	学識経験者
委員	宮川 智子	和歌山大学システム工学部・准教授	学識経験者
委員	田淵 和夫	堺市議会・議員	市議会議員
委員	中井 國芳	堺市議会・議員	市議会議員
委員	池田 栄子	堺植物同好会・副会長	市長が適当と認める者
委員	池田 正規	堺市公園愛護会・会長	市長が適当と認める者
委員	大町 むら子	堺市女性団体協議会・副委員長	市長が適当と認める者
委員	中西 義明	堺市自治連合協議会・会長	市長が適当と認める者
委員	湯川 まゆみ	NPO 法人 SEIN・代表理事	市長が適当と認める者



表-9 本計画の策定経過

	開催年月日	内容
平成 23 年度第 1 回 堺市緑の政策審議会	平成 23 年 8 月 19 日	緑の基本計画の改定について（諮問）
平成 23 年度第 2 回 堺市緑の政策審議会	平成 23 年 10 月 26 日	緑の基本計画の改定について （緑の現況と課題について）
平成 23 年度第 3 回 堺市緑の政策審議会	平成 23 年 12 月 22 日	緑の基本計画の改定について （緑の将来像について）
平成 24 年度第 1 回 堺市緑の政策審議会	平成 24 年 7 月 20 日	緑の基本計画の改定について （具体的な事業について）
平成 24 年度第 2 回 堺市緑の政策審議会	平成 24 年 10 月 11 日	緑の基本計画の改定について （目標数値について）
平成 24 年度第 3 回 堺市緑の政策審議会	平成 24 年 11 月 12 日	緑の基本計画の改定について（答申）

## （２）庁内の取組

本計画の改定は、基本計画の見直し及び新たな基本計画の案の策定に関する事項について、庁内組織である「堺市緑の基本計画推進庁内委員会」に諮りながら行いました。

表-10 堺市緑の基本計画推進庁内委員及び幹事

平成 24 年 7 月 9 日現在

局 名	委 員	幹 事
建設局	建設局長（委員長）	公園緑地部長（幹事長）
	公園緑地部長（副委員長）	公園緑地整備課長（副幹事長）
		公園監理課長
	土木部	土木監理課長
		河川水路課長
道路部長	道路計画課長	
市長公室	企画部長	政策企画担当課長
文化観光局	スポーツ部長	スポーツ施設課長
	文化部長	文化財課長
環境局	環境保全部長	環境総務課長
	環境都市推進室長	環境都市推進室次長

産業振興局	商工労働部長	商工労働部参事（企業投資促進担当）
	農政部長	農水産課長
建築都市局	都市計画部長	都市計画課長
	臨海整備室長	臨海整備室次長
	開発調整部長	開発指導課長

表-11 堺市緑の基本計画推進庁内委員会及び同幹事会の開催経過

会議名	開催日時	内 容
平成23年度第1回堺市緑の基本計画推進庁内委員会（幹事合同）	平成23年5月12日	堺市緑の基本計画改定について
平成23年度第2回堺市緑の基本計画推進庁内委員会幹事会	平成23年10月3日	堺市緑の基本計画改定について （現計画に示す施策の実施状況及び展開について）
平成23年度第3回堺市緑の基本計画推進庁内委員会幹事会	平成23年10月25日	堺市緑の基本計画改定について （緑の現況と課題について）
平成23年度第4回堺市緑の基本計画推進庁内委員会幹事会	平成24年12月13日	堺市緑の基本計画改定について （緑の将来像図について）
平成23年度第5回堺市緑の基本計画推進庁内委員会幹事会	平成24年1月25日	堺市緑の基本計画改定について （骨子（案）について）
平成23年度第2回堺市緑の基本計画推進庁内委員会	平成24年1月27日	堺市緑の基本計画改定について （骨子（案）について）
平成24年度第1回堺市緑の基本計画推進庁内委員会（幹事合同）	平成24年7月10日	堺市緑の基本計画改定について （素案について）
平成24年度第2回堺市緑の基本計画推進庁内委員会幹事会	平成24年8月27日	堺市緑の基本計画改定について （素案について）
平成24年度第3回堺市緑の基本計画推進庁内委員会幹事会	平成24年10月2日	堺市緑の基本計画改定について （案について）
平成24年度第2回堺市緑の基本計画推進庁内委員会	平成24年10月9日	堺市緑の基本計画改定について （案について）
平成24年度第3回堺市緑の基本計画推進庁内委員会（第4回幹事会合同）	平成24年10月30日	堺市緑の基本計画改定について （案について）

## 4. 事業一覧

基本方針	施策	事業	担当部署
緑のシンボルエリアを育みます 堺らしさを象徴する	1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます	①世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備	公園緑地部
		②百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用	文化部
		③百舌鳥古墳群水質浄化事業	企画部、土木部、下水道部、文化部、公園緑地部ほか
		④仁徳天皇陵水環境改善整備事業	土木部
		⑤緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観の形成	文化部、世界文化遺産推進室、都市計画部、公園緑地部
	1-2 環濠都心エリアの緑を育みます	①堺旧港と周辺緑地の整備	臨海整備室、公園緑地部
		②大浜体育館建替え（武道館併設）事業	スポーツ部、公園緑地部
		③都市公園の再整備	公園緑地部
		④文化観光拠点整備事業	観光部、公園緑地部
		⑤都心地域のまちづくりに寄与する緑化推進	公園緑地部、都心まちづくり推進室
		⑥旧市街地におけるせせらぎ創出（環濠再生）事業	企画部、下水道部、土木部、文化部、公園緑地部ほか
		⑦翁橋公園の整備	公園緑地部
	1-3 南部丘陵エリアの緑を育みます	①緑地保全の推進	公園緑地部
②農空間の保全・活用【再掲】		農政部	
③公園墓地事業の推進		公園緑地部	
1-4 臨海エリアの緑を育みます	①魅力あるウォーターフロントの形成	臨海整備室	
	②堺第7-3区における共生の森づくり	環境保全部	
緑の骨格を育みます 堺を支える	2-1 拠点となる緑を育みます	①地域の拠点となる公園の整備	公園緑地部
		②大規模な都市公園の管理運営の充実	公園緑地部
		③百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用【再掲】	文化部
		④親水コミュニティ活動支援事業	農政部
	2-2 軸となる緑を育みます	①みどりのネットワーク推進事業	土木部
		②百舌鳥古墳群水質浄化事業【再掲】	企画部、土木部、下水道部、文化部、公園緑地部ほか
		③旧市街地におけるせせらぎ創出（環濠再生）事業【再掲】	企画部、下水道部、土木部、文化部、公園緑地部ほか
		④段丘斜面林の保全	公園緑地部
身近なまちの緑を育みます	3-1 身近な緑の保全を進めます	①身近な樹木・樹林の保全	公園緑地部
		②農空間の保全・活用	農政部
		③生物多様性保全推進事業	環境保全部
	3-2 身近な緑の創出を進めます	①身近な都市公園の整備	公園緑地部
		②安全・安心・快適な公園づくり	公園緑地部
		③身近な都市公園の管理運営の充実	公園緑地部
		④民有地における緑化推進	公園緑地部、商工労働部
⑤風致地区内における開発時の緑化指導	公園緑地部		
⑥公立小学校校庭の芝生化事業	学校管理部		
⑦グリーンカーテン整備事業	学校教育部		
ともに緑を育む絆をつくります	4-1 緑とまちを育む人を育てます	①人材づくりの充実	公園緑地部、環境保全部
		②普及啓発の充実	公園緑地部
		③顕彰制度の充実	公園緑地部
	4-2 緑のまちづくり活動を支援します	①公園における市民活動への支援	公園緑地部
		②公共的空間における緑のまちづくり活動への支援等	公園緑地部
	4-3 緑のまちづくりを支える仕組みをつくります	③区民まちづくり基金活用事業	各区役所
①基金事業の充実と財源の確保		公園緑地部	
		②多様な主体による緑のまちづくりの推進	公園緑地部

## 5. 用語一覧

あ行		掲載ページ
一次避難地	地震や火災が発生した時に、住民が一次的に避難できるオープンスペース。大火の危険が迫った場合は避難中継基地となり、広域避難地に再避難する。	64、92
エコロジカルネットワーク	人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりとを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待される。	4、14、53
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。	21、22、51
NPO	Nonprofit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。	43、46
NPO 法人	特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより法人格を得た団体。	39、96
オープンスペース	余地。空き地。	19、53、76
屋上緑化	建物の屋上に樹木・草花・芝生等を植栽すること。	63、66

か行		掲載ページ
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園。	21、62、63、92
環境モデル都市	低炭素社会の実現に向けて先駆的な取組に挑戦する都市として、国から認定された都市（平成 23 年 1 月末時点で、本市を含めて 13 都市が認定）。	1、7
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生減地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	21
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。	21、62、92
グリーンカーテン	アサガオやゴーヤ、ヘチマのようなツルが何かに巻きついて伸びる種類の植物（ツル性植物）を建築物の壁面を覆うように育てて、緑化を行うもの。日射を遮り室内の温度を低減し、都市の省電力化に資するほか、風通しがよく目隠しともなるため、窓をあけて室内の快適性を向上させることも期待できる。	62、63、67

広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。	21
広域避難地	大地震などで発生する市街地大火に対して広域避難の最終の目的地となる施設で、住民の生命の安全を確保する都市防災施設。一定の規模を有する公園緑地、学校施設など公共施設、住宅団地などが該当し、市が指定する。	22、51、64、92
公園愛護会	昭和 37 年に堺市児童公園指導委員会として発足し、昭和 44 年に改称され、市民の健全かつ楽しい憩いの場となるよう公園の環境整備と緑化推進を図ることを目的としている。 委員は公園の所在する各校区代表者による推薦を得て、市長が委嘱するものであり、公園の清掃、除草などについて協力金制度を実施している。	73、96
工場立地法	工場立地の適正化と工場環境の向上をめざし、工場立地に関する調査、工場敷地の利用のあり方という観点から、昭和 48 年に「工場立地の調査に関する法律」を改正し、制定された法律。緑化については、一定規模以上の工場の生産施設や緑地等の面積率の基準を公表し、工場の新設・増設の際にはこの基準に基づいた生産施設や緑地等を設置し届け出ることを義務づけている。	63、66

さ行		掲載ページ
堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」	平成 32 年度(2020 年度)を目標年次とした堺市の長期的なまちづくりの指針。まちづくりの基本理念や目標、そしてそれを実現していくための施策の方向などを総合的、かつ体系的に示している。まちづくりの基本理念を「輝くひと やすらぐくらし にぎわうまち ともにつくる自由都市・堺」としている。	2
堺市都市緑化基金	昭和 58 年に制定された「堺市都市緑化基金条例」に基づき設置され、市民と市が積み立てた基金及びその果実(利子)をもって、市街地、特に民有地の緑化を永続的に推進していくことを目的としている。	70、81、82
堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」	堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」の基本構想のもと、社会・経済情勢を的確に捉え、市民・子ども・産業・まちが元気で、堺が将来にわたり発展するために平成 23 年度から 10 年間の取り組むべき政策の方向性を示す計画。	2、3

堺市緑の保全基金	平成22年6月に制定された「堺市緑の保全基金条例」に基づき設置され、緑地保全に向けた取組、緑地保全運動の盛り上げ、緑地保全を支える人材育成等を図るため、本基金を設置し、市民等の協働による緑地保全活動への支援等に活用する。	81、82
堺市緑の保全と創出に関する条例	平成22年9月に施行し、緑の保全と創出について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにする。緑の基本計画の策定を義務付けるもの。	1、2、4、19、40、41、58、59、60、62、86
里地里山	奥山自然地域と都市地域の間際に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。	9、12、24、39、40、41、42、81、85
CSR	Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。企業は利益の追求だけでなく、環境保護・人権擁護・地域貢献など社会的責任を果たすべきであるとする経営理念。	72、76、82
指定管理者制度	地方公共団体の公の施設において、民間法人その他の団体を指定し、その管理権限を代行させる制度。	22、72
市民農園	都市の住民が週末や休暇などに趣味として作物をつくる小規模な農園。	40、42、59、60
市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。	59、60
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能や規模から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。	21、62、92
生産緑地地区	市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するもの。	19
生態系	生物の群集とその背景となる物質循環のような無機的環境をひとまとめにした地域理解。	4、9、13、61
生物多様性	生物が分化・分岐してさまざまに異なること。種だけでなく遺伝子・生態系の多様性も包括する概念。	1、4、14、15、39、44、45、59、61
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。	21、22、51

た行		掲載ページ
大規模公園	広域レクリエーション需要に対応する公園であり、広域公園とレクリエーション都市がある。	21、22
地域コミュニティ	一定の日常生活圏に対応する地域単位とそこでの人々のつながりのこと。	70、78
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。	21、62、92
(施設の)長寿命化	建築物や公共施設、ライフラインなどにおいて、更新に係る費用の抑制と平準化を図るため、定期的にコストをかけて手入れを行い耐用年数の延長を図ること。	22
特殊公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする。	21、92
特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生息地となる緑地等の保全を図ることを目的とする地域地区。	19、85
都市基幹公園	主として1つの市町村の区域内に居住するものの安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。	21、92
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に規定されている都市計画の基本的な方針であり、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けての都市づくりの方向性を示すもの。	2
都市公園法	都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定されました。この法律には、都市公園の定義や、管理に係る事項等について定められている。	19
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。	21、51
都市緑地法	都市緑地法は、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。	1、2、40、41、58、59、62、84、85
都市林	主として動植物の生息地または生息地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	21、92

な行		掲載ページ
二次林	山火事や伐採などで、原生植生（一次林）が破壊されたあとに生じる森林。	9、12、13、89
農空間保全地域	農地やため池、水路などが広がる農空間の保全と活用を目的に制定された「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月施行）において、農業者だけでなく府民の幅広い参加で遊休農地の利用促進を図るために定められた地域。 農空間保全地域は、生産緑地、農業振興地域の農用地区域、市街地調整区域の概ね5ha以上の集団農地等が対象である。	42、60
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設地等）を定めて設定する区域。 農用地区域に認定されると、農地等の転用は原則として認められず、また開発行為の制限を受ける。	19

は行		掲載ページ
パークマネジメント	より質の高い公園サービスを提供することを目的として、各公園の理念、基本計画、基本方針に則り、観客である市民の利益を増進することを念頭に管理運営の目標を明確にし、管理運営のあり方を戦略的に企画し、諸条件、ニーズを踏まえた管理運営計画を立て、それを効果的、効率的に、また経営的な感覚を持って実践すること。また、一連の活動を評価し、常に改善し続けること。	65
パートナーシップ花壇	公園・地域の環境美化の促進を図ることを目的に、本市が設置、管理する都市公園等の管理上支障のない範囲でルールをつくり、ボランティア活動により取り組む花壇づくり。	73
バリアフリー	身体障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。	22、92
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。	4、94



PDCA マネジメント サイクル	施策・事業を効率的・効果的に推進していくための、戦略的な計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）からなるマネジメントサイクル	86
風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	21
風致地区	自然の風致の維持を目的として都市計画区域内に特に指定された地区。	19、25、63、 66
壁面緑化	建物の外壁部分を緑化すること。主にツル植物特有の性質である「絡まる」「巻きつく」「吸い付く」「垂れる」「這う」等の生息特性を利用して、建築物の外壁のほか、石堀、コンクリート擁壁、遮音等を緑化する工法が一般的。	63、66
墓園	墓園とは、自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地である。	19、21
保存樹木（等）	堺市緑の保全と創出に関する条例第 16 条に基づき指定される、健全な環境の保持及び向上を図るため必要であるとされる本市の区域内に存する樹木やまた樹木の集団。	19、31、39、 59、60

ま行		掲載ページ
みどりの大阪推進 計画	平成 21 年 12 月に大阪府が策定。広域的観点からみどりの確保目標や配置計画及びみどりづくりの方策などを示し、今後の府におけるみどりづくりの推進施策の方向を明らかにし、市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるもの。	2
みどりの風促進区 域	「みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月大阪府策定）」における具体的戦略の一つ。海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域を指定している。	47、53
緑の政策大綱	緑豊かな生活環境の形成をめざして、緑の保全・創出・活用に関わる所管施策の 21 世紀初頭までの具体的目標と実現方針を建設省（現国土交通省）所管事業についてとりまとめたもの。	2

や行		掲載ページ
ユニバーサルデザ イン	年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。	64

ら行		掲載ページ
緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。住民や事業者の協力で、街を良好な環境にすることができる。	19、62、63、66
緑地保全地域	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。	85
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植栽帯及び歩行者路を主体とする緑地。	21、48、49、51、62、84、92
緑被率	平面的な緑量を把握する場合に用いる尺度で、地区の緑の環境条件を分析・評価する際に用いられることが多い。樹木等で被われた区域の水平投影面積の和との割合。	20、88、95
歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	21